町役場 (63) 2111

上級救命講習会受講者募集について

消防本部警防課

勤務先や家庭 において、同僚 や家族が突然倒 れた!あなたは



いったい何ができますが?

呼吸や心臓が停止してから5分以 内の救命処置により、多くの尊い人 命を助けることが出来ます。

県西地区消防本部では、このよう な応急手当の知識及び技術を習得す るための講習会を共同開催します。

【日時】2月19日(日)9:00~18:00 講義1時間、救命に必要な応急手 当5時間、その他の応急手当2時間、 合計8時間

【会場】小田原市川東タウンセンター マロニエ集会室

小田原市中里273-6

【対象者】湯河原町・真鶴町在住者 及び勤務 通学 渚 中学生以上)

【定員】10人

【参加料】2,800円 (テキスト・三 角巾など)

【申込み】湯河原町消防本部警防課 63-5121

【受付期間】2月6日(月)~10日(金)

高齢者マッサージ事業実施のおしらせ

介護課

内線343

高齢者の健康の促進と、老人福祉の増進を図ることを目的に高齢者マッサー ジ事業を、年4回(5月・7月・10月・2月)実施しています。

第4回目の日程は、次のとおりとなっていますので、ご利用ください。 (受療時間は、いずれも9:30~13:00です。)

【対象】町内在住の65歳以上の高齢者の方

【負担金】1人 1,000円

【申込み】

- ①集団受療の場合は、各地区単位老人 クラブ代表者
- ②個別受療の場合は、社会福祉協議会 受療には受療券が必要となります。 詳しくは、社会福祉協議会に事前に お問い合わせください。

【問合せ】

社会福祉協議会 ☎62-3700 介護課 ☎63-2111 内線343



住宅用火災警報器の設置か 義務付けされました

消防本部警防課

2563-5121

このたび、消防法の改正により、 住宅用火災警報器の設置が義務付け されました。新築住宅の場合は平成 18年6月1日から、既存の住宅の場 合は、平成18年6月1日~平成23年5 月31日までに設置となります。





護課からのお知らせ

内線341

○障害者控除対象者の認定申請につ いて

障害者手帳などを取得していない 「65歳以上のねたきり老人等の方」 でも、町の認定を受けることにより、 所得税や住民税の「障害者控除」を 受けることができます。

介護課で認定申請を受付けており ます。

○介護保険料の納付額証明書の送付 について

確定申告や住民税の申告用として、 平成17年中に支払った介護保険料 の納付額証明書を1月下旬に普通徴 収(自主納付)対象者の方に送付い たしました。なお、特別徴収(年金 天引き)の方は、社会保険庁から送 付された「公的年金等支払報告書」 をご利用ください。

詳しくは、介護課までお問い合わ せください。

●3月号掲載写真募集●

【応募方法】 平成17年10 【応募先】〒259-0 (期限) 「応募対象】 写真は返却しません。 年月日、 画財政課へ郵送いただくか、 2月15日(10 湯河原 掲載を希望する赤ちゃんの氏名(ふりがな) 2月1日に生まれた赤ちゃ 沙 在住の平 3 9 2 また、 住所を記入し、 元 17 掲載は1人1枚です。 企画財政課 直接ご持参ください。 年3月 写真を1枚添えて

広報担当

宛

2 日





平成17年7月生・門川

綾井 啓祐ちゃん













